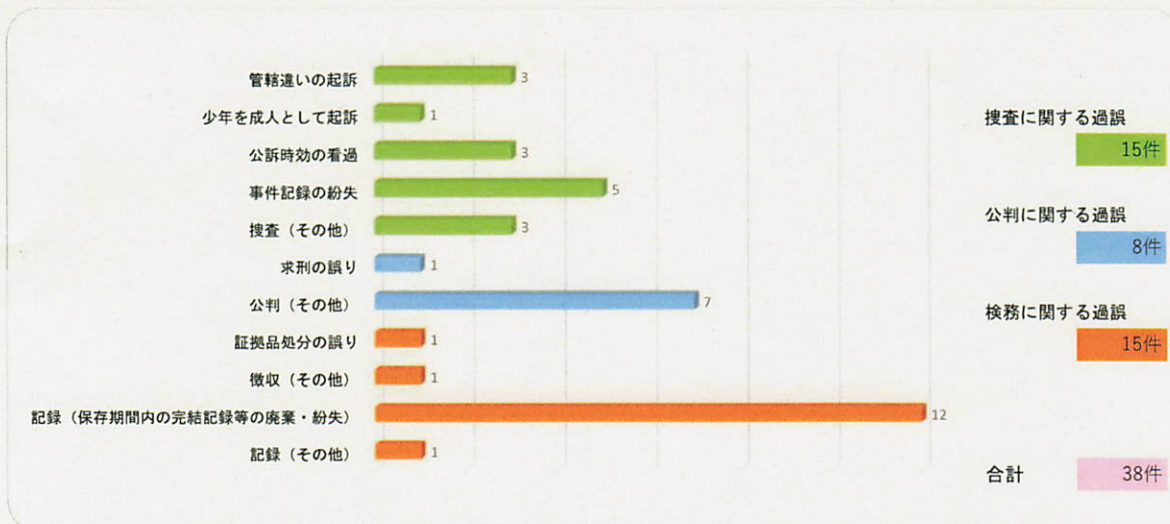


## 令和6年職務上の過誤について（概要）

### 1 報告事案件数



### 2 過誤事例の概要

#### (1) 捜査

##### 管轄違いの起訴

- 法定刑が罰金以下の刑に当たる罪を事物管轄のない地方裁判所へ公判請求3件
- 家庭裁判所への送致手続を経ないまま成人として公判請求

##### 公訴時効の看過

- 告訴事実の一部に係る公訴時効の完成、在宅事件の公訴時効の完成2件

##### 捜査（事件記録の紛失）

- 関係書類追送書の紛失、捜査関係事項照会回答書の紛失、弁解録取書等の紛失
- 医療観察法による入院決定に対する抗告申立通知書の紛失
- 捜査報告書添付のDVD-Rの紛失

##### 捜査（その他）

- 押収した携帯電話機を使用不能状態にした
- 検察官事務取扱の発令を受けていない検察事務官が捜査処理を行った
- 事件処理け怠により併合の利益を失わせた

#### (2) 公判

##### 求刑の誤り

- 誤った没収求刑（追徴）

##### 公判（その他）

- 開示対象外の事件記録（又は別事件記録）の閲覧・謄写5件
- 供述調書の紛失、弁護人に不要な通訳料を負担させた

#### (3) 検務

##### 証拠品処分の誤り

- 大麻が付着している可能性がある証拠品を被差押人に還付

##### 徴収（その他）

- 罰金納付義務者宛て文書の誤投かん

##### 記録（保存期間内の完結記録等の廃棄・紛失）

- 裁判書の紛失（一部紛失含む）4件、再審請求棄却決定書の紛失
- 保管（存）記録の紛失（一部紛失含む）又は誤廃棄7件

##### 記録（その他）

- 廃棄命令を受けていない不起訴記録の誤廃棄

原議保存期間 1年  
(2026年12月31日まで)  
監察指導課

令和6年

職務上の過誤について

最高検察庁監察指導課

## は し が き

この資料は、令和2年7月10日付け法務省刑総第699号刑事局長依命通達及び同日付け最高検企第197号最高検察庁総務部長通知「検察運営に関する報告について」に基づき、令和6年中に当庁に報告のあった検察庁職員による職務上の過誤等について、態様別などに分類・整理して取りまとめたものである。

### 添付資料

- |     |                           |
|-----|---------------------------|
| 第1表 | 過誤報告件数一覧表（業務区分・態様別、過去5年分） |
| 第2表 | 職務上の過誤事例概要一覧表（令和6年）       |

## 第1 概況

令和6年（以下「本年」という。）中に当庁において受理した職務上の過誤報告件数は3・8件であり、その内訳は、

捜査に関する過誤 15件

公判に関する過誤 8件

検務に関する過誤 15件

であった。

組織別の過誤報告件数は、

地検本庁（併置区検を含む。） 28件

地検支部（併置区検を含む。） 10件

であった。

また、過去5年間の職務上の過誤報告件数は、別添第1表のとおりである。

## 第2 主な過誤事例と再発防止策

本年の過誤事例の概要は別添第2表のとおりであり、その内容及び再発防止策については以下のとおりである。

なお、再発防止策については、いずれも事例を周知するなどして注意喚起を行っていることから、そのほかの個別の対応を講じた事例についてまとめたものである。

### 1 捜査（起訴関連）

起訴関連の事例は4件であり、その内訳は、管轄違いの起訴事例が3件、少年を成人として起訴した事例が1件である。

#### (1) 管轄違いの起訴

動物の愛護及び管理に関する法律違反、迷惑行為防止条例違反（客引き）、青少年健全育成条例違反事件をそれぞれ公判請求するに当たって、法定刑が罰金以下の刑に当たる罪であり、簡易裁判所の専属管轄であるにもかかわらず、地方裁判所に公判請求した事例が3件報告されている。

その発生原因は、担当検察官において、法定刑が罰金以下の刑に当たる罪が簡易裁判所の専属管轄であることを失念して地方裁判所宛ての起訴状を作成したこと、迷惑行為防止条例違反の「常習として客引き」の法定刑

には懲役刑が含まれていることから、本件事件の公訴事実である「客引き」の法定刑にも懲役刑が含まれていると誤解したこと、送致罪名である未成年者誘拐から青少年健全育成条例違反の事実に認定替えして公判請求するに当たって、同条例の禁止条項に係る法定刑が罰金以下であることは確認したが、簡易裁判所と地方裁判所のいずれにも事物管轄があると誤解した上、本件事件の内容は、簡易裁判所ではなく地方裁判所での審理になじむものと考えたことなどである。

過誤発生庁では、自庁例規を改正し、起訴状等点検票の土地管轄と事物管轄の点検者欄を分離した上、事物管轄に関する点検事項の記載をより分かりやすい内容にするなど再発防止に取り組んでいる。

## (2) 少年を成人として起訴

少年である被疑者の人定を誤り、家庭裁判所への送致手続を経ないまま、成人として公判請求した事例が報告されている。

その発生原因は、警察による人定を疑わなかったことなど、捜査段階における人定確認が不十分であったことである。

## 2 捜査その他（起訴関連以外）

起訴関連以外の捜査に関する事例は11件であり、その内訳は、公訴時効の看過事例が3件、捜査中の事件記録の紛失事例が5件、その他事例が3件である。

### (1) 公訴時効の看過

告訴要件審査のため事実上受け付けていた告訴状に記載された告訴事実の一部の事実につき、公訴時効期間満了日（以下「時効満了日」という。）を看過した事例及び在宅送致された邸宅侵入事件に係る時効満了日を看過した事例が報告されている。

その発生原因は、担当検察官及び立会事務官において、時効満了日の把握を怠ったこと、検務担当者において、検察総合情報管理システム（以下「検察システム」という。）への公訴時効切迫事件としての登録及び時効切迫事件と記載した付箋を事件記録へ貼付するのを怠ったことなどである。

過誤発生庁では、告訴人から告訴状等の提出を受けた際に作成する直受

事件受付等報告票に時効満了日を記載する欄を設け、次席検事において、同欄に時効満了日を朱書きした上、担当検察官において時効満了日を確認して押印する取扱いに変更したほか、事件記録の表紙である送致（付）書の右上部に時効満了日を記入するための枠のスタンプを押印し、担当検察官及び立会事務官が事件記録を受領したときに、当該枠内の記入欄に事件ごとの時効満了日を記入した上で、それぞれが同欄のチェックボックスにチェックを入れることにより相互確認する取扱いに変更するなど再発防止に取り組んでいる。

(2) 捜査中の事件記録の紛失

捜査関係書類又は記録媒体を紛失した事例が5件報告されている。

いずれの事例も、その発生原因は判然としないものの、捜査関係書類を取り扱った担当者において、他の書類に混在させて廃棄書類に紛れて廃棄した可能性などが考えられる。

過誤発生庁では、庶務担当者において受領した捜査関係事項照会回答書を直接連絡棚に差し入れる方法から、整理簿を用いて授受を明らかにする取扱いに変更し、また、不要書類の廃棄の際には、必ず廃棄書類を再度確認するなど捜査書類の適正な取扱いと管理を徹底するよう指示して再発防止に取り組んでいる。

(3) その他事例

ア 押収した携帯電話機（以下「スマートフォン」という。）が使用不能状態となった事例

警察官が、担当検察官の指示により、同事件に係る押収証拠品である被告人使用のスマートフォンの解析のため、パスコードロックを解除する作業を行っていた際、誤ったパスコードを複数回入力したため、スマートフォンのセキュリティ機能により使用不能状態となった事例が報告されている。

その発生原因は、スマートフォンの機種「アイフォーン」の機能についての正確な知識を欠いたまま誤入力を繰り返したことであり、担当検察官から警察官に対して、一定回数を超えてパスコードの誤入力となされた場合、端末は使用不能となり、これを再度使用できる状態とするに



その発生原因は、担当検察官において、過失運転致傷被疑事件につき、被告人（被疑者）の取調べを行い、検察官面前調書を作成し、その際、被告人（被疑者）からは略式手続によることについて異議のない旨の書面（以下「略式請書」という。）を徴していたものの、

ほか、大麻取締法違反事件（追送致分）については、他の事件処理に追われていたため、その処理を先送りにするなど、いずれも早急に事件を処理すべきところ、これを怠ったことである。

過誤発生庁では、担当検察官に対し、適正・迅速に事件を報告・処理できる能力を付けさせるため、一定の期間、検事正、次席検事、首席捜査官、担当検察官及び立会事務官をメンバーとして、担当検察官の事件処理を含む業務の進捗状況等の把握を目的とした定例ミーティングを実施し、捜査・公判での課題、略式請書作成後の事件処理の遅滞・放置の有無、その他提出物の遅滞の有無等を確認し、担当検察官の執務姿勢が改善するよう再発防止に取り組んでいる。

### 3 公判

公判に関する過誤は、誤った求刑が1件、その他に分類される事例が7件である。

#### (1) 誤った求刑

没収求刑の際、事件の犯罪収益の総額が であつたところ、貯金債権に係る口座が解約済みで存在しなかったため、本来は、全額の追徴を求めるべきであつたのに、解約事実を把握しないまま、 の貯金債権の没収及び費消分の の追徴の求刑を行うとともに、求刑どおりの裁判を確定させた事例が報告されている。

その発生原因は、担当検察官において、没収求刑をする際、捜査関係事項照会により犯罪収益が振込入金された貯金口座の残高照会をするなどしてその対象を特定すべきところ、当該口座は、口座凍結後に債権の消滅手続が行われて解約されていたのに、それ以前の照会回答により、貯金口座は凍結済みで、引き出しや解約等のおそれはないものと考えてそれを怠り、

前記口座の残高確認を十分に行わないまま没収求刑をしたこと、決裁官においても、担当検察官の没収求刑の決裁をする際、前記貯金口座の解約の有無（貯金債権の消滅の有無）を確認しないまま決裁をしたことである。

## (2) その他事例

### ア 開示対象外の（別）事件記録の誤開示・謄写

開示対象記録を弁護士又は弁護士から委託を受けた謄写人に開示するに当たって、開示対象外の（別）事件記録を謄写させた事例が5件報告されている。

その発生原因は、いずれの事例においても、担当検察官及び立会事務官等において、開示前の開示対象記録の点検・確認を怠ったことである。

なお、4件については、本来、不要であった謄写費用につき、弁護士に対して弁済を行っている。

### イ 供述調書の紛失

公判において不同意となった被疑者供述調書及び参考人供述調書（以下「本件不同意書証」という。）を紛失した事例が報告されている。

その発生原因については判然としないものの、公判担当検察官若しくは立会事務官が、本件不同意書証を他の事件記録又は廃棄書類と混在させて紛失した可能性などが考えられる。

### ウ 弁護人に不要な通訳料報酬支払の損害を与えた事例

弁護人が通訳を要する被告人2名と接見するに当たり、弁護士からの被告人2名が■■■■押送されているかとの照会に対して、■■■■■■■■■■結果的に事実とは異なる回答をしたことにより、弁護人の接見開始時間を遅延させ、予定時間を超える不要な通訳料を負担させた事例が報告されている。

その発生原因は、弁護士から勾留中の被告人の押送時間の照会に対して、立会事務官は、押送時間を把握していなかったのであるから、実際に押送を行う勾留先の警察署に照会するよう促すべきであったところ、結果的に事実とは異なる回答をし、また、その対応について、公判担当検察官に報告しなかったことである。

## 4 検務

検務に関する事例は15件であり、その内訳は、証拠品事務に関する事例が1件、徴収事務に関する事例が1件、記録事務に関する事例が13件である。

#### (1) 証拠品事務

大麻取締法違反の証拠品について、未鑑定の植物片が不着しており、大麻草の可能性があったにもかかわらず、必要な措置を講じないまま被差押人に還付した事例が報告されている。

その発生原因は、担当検察官において、証拠品に付着していた未鑑定の植物片が大麻草の可能性があると認識を有していたことから、  
本来であれば、  
を検討すべきところ、漫然と被差押人に証拠品を還付したこと、証拠品担当者等においても、本件証拠品の性状や被差押人が所有権放棄に応じていないことを把握していたにもかかわらず、証拠品の還付方法等について、担当検察官に相談・確認することなく、漫然と被差押人に証拠品を還付する手続を行ったことなどである。

#### (2) 徴収事務

徴収担当者が罰金の納付義務者宅を現地調査した際、同人宛ての手紙を隣家へ誤投かんした事例が報告されている。

その発生原因は、徴収担当者において、検察システムの徴収情報によって訪問先情報を確認していたが、同行者と相互に事前の情報共有と確認を行わなかった上、現地においても複数人による確認・点検を実施しないまま、隣家を納付義務者宅と思い込み、対象場所の確認が不十分であったことなどであり、結果として、隣家住人に対して納付義務者の個人情報漏えいしている。

#### (3) 記録事務

記録事務に関する事例は、保管（保存）期間内の事件記録等の廃棄・紛失事例が12件、その他事例が1件である。

紛失事例では、不起訴記録、刑事確定訴訟記録及び裁判所不提出記録の全部又は一部、裁判書の一部、再審請求棄却決定書、記録事務規程第11

条の特別処分に係る裁判書を紛失した事例が報告されている。

いずれの事例も、紛失した原因は判然としないものの、保管（保存）期間が満了した他の事件記録とともに廃棄した可能性、あるいは裁判書の謄本作成等の作業の際に紛失した可能性などが考えられる。

誤廃棄事例では、公判が分離した被告人2名の事件に係る競合する裁判所不提出記録を誤廃棄した事例、保存期間を延長した不起訴記録を誤廃棄した事例、行為者が罰金刑に処せられ、法人を不起訴処分とした廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）違反事件の不起訴記録及び同記録と競合関係にある裁判所不提出記録を含む刑事確定訴訟記録について、保存期間満了前に誤廃棄した事例が報告されているほか、その他事例として、保存期間が満了した不起訴記録について、保管検察官の廃棄命令を受けないまま誤廃棄した事例が報告されている。

その発生原因は、検察システムの確定記録情報に裁判所不提出記録が競合する旨の記載を失念したこと、保存期間が満了した記録の廃棄手続の際に、廃棄対象記録の事前点検に使用した廃棄対象記録一覧表が年度当初に作成したものであって、保存期間延長が反映されていなかったために廃棄対象記録に保存期間を延長した記録と混在させたことなどである。

過誤発生庁においては、点検・確認方法及び回付方法の見直しや複数人による点検体制の構築、裁判所不提出記録が他の記録と競合する場合の保管手続の取扱方法等をマニュアルへ追記するなど再発防止に取り組んでいる。

### 第3 過誤防止に向けて

本年における職務上の過誤の発生件数の総数は、昨年と比較すると11件減少しているが、その内容は、例年同様、捜査関係書類の紛失事例及び保管（保存）期間内の事件記録等の廃棄・紛失事例が全体件数の半数近くを占めている。

これら事例の多くは、庶務担当者等から検察官又は立会事務官への書類の授受が不明確であったこと、執務環境の整理が不十分で他の書類と混在させるなど事件記録等の適正な管理を怠ったこと及び保管（保存）開始時や保管

(保存) 期間満了時の点検・確認が不十分であったことが原因であり、各職員が、日頃から身の回りの整理整頓を行うとともに、事件記録等を適正に管理し、また、職員間において意思疎通を取りながら業務を遂行していれば、過誤の発生を防止できたのではないかと考えられる。

特に、近年においては、誤廃棄事例の中でも、行為者が罰金刑に処せられ、法人を不起訴処分とした廃掃法違反事件の不起訴記録と競合関係にある刑事確定訴訟記録の誤廃棄事例が多発している（令和7年においても、3月時点で複数件報告を受理している。）。

廃掃法第32条第2項には「第25条の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同条の罪についての時効の期間による。」と規定されており、法人に対する同条違反の公訴時効期間については「罰金に当たる罪の公訴時効である3年間」ではなく、「長期10年未満の懲役に当たる罪の公訴時効である5年間」が適用されることから、記録担当者において、その認識が不十分であったことが主な原因とされていることから、各庁においては、本事例の周知はもとより、記録の保管（保存）時及び廃棄時の点検体制等の見直しを図るとともに、廃掃法以外の両罰規定のある法律違反事件についても、公訴時効の規定に特に留意することが重要である。

続いて、次に多発した事例として、開示対象外の（別）事件記録の誤開示・謄写事例が挙げられるところ、それら事例の中には、要配慮個人情報の漏えい等に該当するとして、外部機関である個人情報保護委員会への報告がなされている事例も含まれていることから、今一度、検察庁全体として、前記事例が保有個人情報の漏えいにつながりかねない重大な過誤であることを認識し、より一層の事件記録等の管理・点検・確認の徹底について意識を共有することが重要である。

また、保有個人情報の漏えいに関連した事例として、本年においては、文書の誤投かん・誤送付事例が複数件発生していることから、文書発送業務における点検・確認を徹底することはもとより、送付先が不明確な場合には、必要に応じて郵便書留による発送を行うなど、誤投かん・誤送付防止に十分留意することも重要である。

各庁においては、同種過誤の防止のため、事務連絡等を発出して過誤事例

を周知の上、点検体制の見直しや勉強会等を開催するなど、過誤防止に向けた種々の取組が行われているところであるが、同種事例の発生がまだ続いていることから、再発防止策も含め、同種事例の情報を共有した上で、より一層組織的に過誤防止対策を検討・工夫し、これを継続的に実施していく必要がある。

最後に、近年は、刑法・刑事訴訟法等の改正に伴う新たな過誤の発生も懸念されることから、法改正に順応しつつ、各職員が業務を遂行する上で必要とされる法律的な知識・技能を身に付けるとともに、職員間におけるコミュニケーションを十分に図り、業務遂行の手順を明確にして、確実な点検・確認を実践していくことが重要である。

過誤報告件数一覧表(業務区分・態様・年別)

業務区分	業務細分	過誤の態様	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	合計
捜査	捜査に関するもの	反則事件を非反則事件として起訴		1				1
		管轄違いの起訴	1		1		3	5
		少年を成人として起訴					1	1
		反則金納付者を起訴						
		公訴時効期間徒過後の起訴						
		二重起訴				1		1
		上記以外の誤った起訴	3	1	1			5
		科刑(求略式)の誤り			1			1
	小計	4	2	3	1	4	14	
	その他	不当勾留	1	1		1		3
		公訴時効の看過		7		2	3	12
		事件記録の紛失	5	5	11	13	5	39
		その他	1	5	2	5	3	16
		小計	7	18	13	21	11	70
計	11	20	16	22	15	84		
公判	公判	違法裁判の看過					1	1
		求刑の誤り					7	7
		その他	6	8	2	6		29
	計	6	8	2	6	8	30	
検務	令状	不当勾留		1	1			2
		被疑者・被告人の逃亡						
		その他	1					1
	小計	1	1	1			3	
	証拠品	証拠品の紛失・滅失・破損	1	1	1	2		5
		証拠品処分の誤り		2			1	3
		証拠品の管理不適切		2		2		4
		その他						
	小計	1	5	1	4	1	12	
	執行	刑の執行指揮・刑期計算の誤り	2					2
		刑執行猶予取消手続のけ怠						
		刑執行猶予通知の誤り						
		残刑執行通知のけ怠						
		その他	2					2
	小計	4					4	
	徴収	誤調定						
		超過収納						
		誤収納						
		二重収納						
徴収金の時効の看過				1			1	
その他			1	1	3	1	6	
小計		1	2	3	1	7		
犯歴	既決犯罪通知の誤り			1			1	
	既決犯罪通知のけ怠							
	前科の誤回答	1	1	1	1		4	
	その他							
小計	1	1	2	1		5		
記録	保存期間内の完結記録等の廃棄・紛失	7	14	14	12	12	59	
	その他	2	1			1	4	
	小計	9	15	14	12	13	63	
その他	保管期間内の検務関係文書の廃棄・紛失							
	事務処理中に時効完成させた							
	その他	1	1				2	
小計	1	1				2		
計	17	24	20	20	15	96		
その他	その他	事件記録の紛失						
		書類の誤送付						
		その他	1			1		2
	個人情報 の漏えい	FAX誤送信						
計	1			1		2		
合計		35	52	38	49	38	212	

業務区分	業務細分	過誤の態様・種類	概要	
捜査	起訴関連	管轄違いの起訴	法定刑が罰金のみ事件（動物の愛護及び管理に関する法律違反）について、事物管轄のない地方裁判所に公判請求した。	
			法定刑が罰金のみ事件（迷惑行為防止条例違反）について、事物管轄のない地方裁判所に公判請求した。	
			法定刑が罰金のみ事件（青少年健全育成条例違反）について、事物管轄のない地方裁判所に公判請求した。	
		少年を成人として起訴	家庭裁判所への送致手続を経ないまま、成人として公判請求した。	
	その他	公訴時効の看過		告訴要件審査のため事実上受け付けていた告訴状に係る告訴事実の一部につき、公訴時効を完成させた。
				在宅送致事件の公訴時効を完成させた。
				同上
		事件記録の紛失		関係書類追送書2冊を紛失した。
				捜査関係事項照会回答書1通を紛失した。
				弁解録取書及び取調べ状況等報告書各1通を紛失した。
				心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律による入院決定に対する抗告申立通知書1通を紛失した。
				捜査報告書添付のDVD-R1枚を紛失した。
		その他		警察官が検察官の指示により、押収証拠品である被告人使用の携帯電話機の解析のためパスコードロックを解除する作業を行っていた際、誤ったパスコードを複数回入力したため、同携帯電話機のセキュリティ機能により使用不能状態にした。
				検察官事務取扱の発令を受けていない検察事務官において、区検察庁に送致となった44件の事件につき、不起訴処分の捜査処理を行った。
			公判係属中の被告人に係る過失運転致傷被疑事件及び大麻取締法違反被疑事件について、同人に対する大麻取締法違反被疑事件との併合審理を受けさせることが可能であったにもかかわらず、同被告事件の判決を受けるまでに両被疑事件の事件処理をせず、併合の利益を失わせた。	
公判	公判	誤った求刑	没収求刑の際、事件の犯罪収益の総額が8万7,000円であったところ、貯金債権に係る口座が解約済みで存在しなかったため、本来は、全額の追徴を求めべきであったのに、解約事実を把握しないまま、4円の貯金債権の没収及び費消分の8万6,996円の追徴の求刑を行うとともに、求刑どおりの裁判を確定させた。	
			その他	弁護人から委託された謄写人に対し、同弁護人の謄写申請に係る対象事件以外の別事件記録を混在させて謄写させた。
		弁護人に対し、開示対象外の事件記録を開示対象記録と併せて開示し、閲覧・謄写させた。		
		被害者参加弁護士から事件記録の謄写申請を受け、同弁護士から委任を受けた謄写センターに開示不相当の書証である被告人の身上調査等を含んだ謄写記録を交付して謄写させた。		

業務区分	業務細分	過誤の態様・種類	概要
			<p>弁護人から委託された謄写人に対し、同弁護人の謄写申請に係る対象事件以外の別事件記録を謄写させた。</p> <p>弁護人に対し、開示対象外の別事件記録を謄写させたほか、謄写させた事件記録の写しについて、回収の措置を講ずることなく、弁護士事務所事務員に廃棄させた。</p> <p>公判において不同意となった被疑者供述調書5通及び参考人供述調書を紛失した。</p> <p>弁護人が通訳を要する被告人2名と接見するに当たり、弁護人からの被告人2名が ████████ 押送されているかとの照会に対して、 ████████ 結果的に事実とは異なる回答をしたことよって弁護人の接見開始時間を遅延させ、予定時間を超える不要な通訳料を負担させた。</p>
検務	証拠品	証拠品処分の誤り	大麻取締法違反事件の証拠品につき、未鑑定の植物片が不着しており、大麻草の可能性があったにもかかわらず、必要な措置を講じないまま被差押人に還付した。
	徴収	その他	徴収担当者が罰金の納付義務者宅を現地調査した際、同人宛ての手紙を隣家へ誤投かんした。
	記録	保存期間内の完結記録等の廃棄・紛失	不起訴記録46件を紛失した。
			公判が分離した被告人2名の事件に関し、競合する裁判所不提出記録を誤廃棄した。
			一部貸出中の記録を除く刑事確定訴訟記録及び裁判所不提出記録を紛失した。
			刑事確定訴訟記録中の被告人作成に係る上申書1通を紛失した。
			裁判所不提出記録177冊を紛失した。
			再審請求棄却決定書1通を紛失した。
			保存期間を延長して保存中の不起訴記録1件を誤廃棄した。
			記録事務規程第11条の特別処分に係る裁判書2通を紛失した。
記録事務規程第11条の特別処分に係る裁判書8通を紛失した。			
昭和24年に確定し、保管中の裁判書11件に罪となるべき事実等として引用された起訴状を紛失した。			
行為者が罰金刑に処せられ、法人を不起訴処分とした廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反事件の不起訴記録1件及び競合関係にある裁判所不提出記録を含む刑事確定訴訟記録1件を誤廃棄した。			
著作権法違反等事件の裁判書の別紙を紛失した。			
その他		保存期間が満了した不起訴記録29件を保管検察官の廃棄命令を受けないまま誤廃棄した。	